

令和3年度9月分

健康・福祉関係

件名	学童・保育園の入所/入園条件緩和のお願いについて
内容	<p>私は小学1年生と生後2ヶ月の二児の母で、現在育休中、来年職場復帰予定です。夫は2年前に会社員を辞め資格取得のために、都内の医療系専門学校へ通っており、夜間部のため就学時間は3時間10分で、通学には片道1時間50分かかります。</p> <p>学童申請にあたり、4時間以上の条件に満たないため、通学の他に週3日4h以上の就業をしなければいけません。保育園なら週4日以上です。</p> <p>就学時間4時間以上の条件に、通学時間を含めていただきますよう検討をお願いします。</p>
回答	<p>市長への手紙をいただきありがとうございます。</p> <p>また、日頃より市政への御理解、御協力を賜りありがとうございます。</p> <p>お寄せいただきました市長への手紙についてお答えします。</p> <p>保育所及び学童保育所については、保護者が就労等により家庭で保育できず、保育所や学童保育所における保育を必要とする児童を保育する場であり、保育を必要とする事由の判断については、統一的な基準で公平に行う必要があります。</p> <p>そのため、就労の場合については、保育所が1日4時間かつ月16日以上、学童保育所では1日4時間かつ月12日以上就労（就学）としております。</p> <p>御意見のあった1日4時間に通勤（通学）時間を含めることについては、遠方で就労（就学）している人と近場で就労（就学）している人で公平性が保てなくなってしまうことから、通勤（通学）時間を含むことはできません。御希望に沿うことが出来ず申し訳ございませんが、御理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、保育を必要とする事由については就労だけではなく、妊娠・出産、同居又は長期入院等している親族の介護・看護などの事由に該当する場合でも可能となっております。</p> <p>また、入所基準に満たない場合の保育サービスとして一時保育やファミリーサポートセンターがあるほか、民間の認可外保育所や学童保育所もございますので、併せて御検討いただくとともに、不明な点などございましたら保育課（047-497-3488）までお問い合わせください。</p> <p>（関係課：保育課）</p>